

# 揚雄「蜀都賦」の資料的価値に対する左思の評価

戸高留美子

## 前言

左思（二五三～三〇七、字は泰冲<sup>①</sup>）は「三都賦」執筆の際、先行する漢賦の虚飾性を批判し、文献資料によって裏付けられた表現を標榜している<sup>②</sup>。

「三都賦」は「蜀都賦」、「呉都賦」、「魏都賦」の三篇からなる。この三篇を個別に論考の対象とした先行研究は国内では狩野直禎氏のものがある。狩野氏は「蜀都賦」を取り上げ、蜀都賦の内容と各文献の記録、地域の伝承との関連性を指摘している。また、文献資料のみならず蜀地の自然環境にも注目し、「蜀都賦」の叙述の信憑性を論じている<sup>③</sup>。中国では最近呉明賢氏が揚雄の「蜀都賦」と左思の「蜀都賦」を比較しそれぞれの特徴を述べている<sup>④</sup>。呉氏によれば、揚雄と左思の両者は、ともに蜀地の風物を列挙するために「蜀都賦」を創作している。しかし揚雄が司馬相如の莊重で美麗な作風を模倣し真摯に郷里の土風を描こうとしたのに対し、左思は晋王朝の統治による天下の安定を願う晋王朝を頌揚するために「三都賦」、ここで言う「蜀都賦」を創りだしたという。

これら先行研究の成果を踏まえつつ、筆者が左思の「蜀都賦」に引かれる文献資料の出典について調査したところ、揚雄「蜀都賦」の表現を祖述する例が多数みられた（後掲【表A】参照）。揚雄は『太玄経』、『方言』、『法言』などの

著述をもつて学者・思想家として知られる一方、賦の作者としても名を成し、その作品は修辭を多用する漢賦の作風を最も顕著に表している。事実左思は「三都賦」序文において虚飾に流れる漢代賦の作者の一人として揚雄の名を挙げている<sup>5)</sup>。にもかかわらず左思は揚雄の「蜀都賦」を情報源として自己の「蜀都賦」作成に活用している。小論ではこのことの意味を考えてみたい。

揚雄の「蜀都賦」と左思の蜀都賦を比較した呉氏の論から本研究ではさらに一歩進めて、左思が揚雄の「蜀都賦」に認めた資料的価値の性質を考察し、「三都賦」創作時の文献資料の選択と資料に寄せる信頼の在り方を観たい。

揚雄の「蜀都賦」の特徴を検討するにあたり、第一節では宮廷文人として揚雄が賦を創作した状況を述べる。併せて「蜀都賦」を除く揚雄の他の賦作と、揚雄「蜀都賦」の創作動機の相違を整理し、揚雄「蜀都賦」の性質を明確にする。続く第二節では左思の「三都賦」における揚雄蜀都賦の引用例を具体的に例示し、左思が揚雄「蜀都賦」に對し史書、あるいは地方志と同列の価値を認めていた状況を明らかにしたい。揚雄「蜀都賦」と類似する記述のある文献の性質を見れば左思が揚雄「蜀都賦」に見出していた資料的価値の性質を看取できるではないか。

### 第一節 宮廷文人としての揚雄の賦創作群と「蜀都賦」の差異

まずは、揚雄が残した賦の創作状況について述べたい。揚雄は郷里、成都にあって「蜀都賦」を制作している（「蜀都賦」制作時期については後述する）。その後四十二歳になった揚雄は長安へ出て勅命を受け元延二年（前一）成帝の甘泉行幸に随行した。この時の状況をもとに「甘泉賦」を献じ、同年に「河東賦」、「羽獵賦」を、翌年に「長楊賦」を書いた。ここに挙げた四作品は揚雄の賦作の代表的な作品で、後漢に制作された長編都城賦、班固の「兩都賦」や張衡の「二京賦」にも影響を与えている。

揚雄の作品として挙げたこれら四つの賦作は、全て序文が付され創作動機が明記されている。「甘泉賦」は甘泉宮で執り行われた祭祀の情景を叙述し、「奏甘泉賦以風（甘泉賦を奏し以て風）」したのであり、こうした（『文選』卷

七「甘泉賦」序）創作に至る経緯と意図は「河東賦」にも共通する。「羽獵賦」は豪華な狩りを目の当たりにした揚雄が「以風之」せんとし（『文選』卷七「甘泉賦」序）、「長楊賦」も「羽獵賦」と全く同じ状況での創作であった（『文選』卷九「長楊賦」序）。つまり揚雄が残した宮廷生活を描いた賦作は政治と強く結びついた動機が存在していた。

以上の四作品の場合は諷諫を意図した創作であると揚雄は述べるものの、成帝の臣下として直接的な政治批判は難しい。四篇の創作は内容もさることながら制作前後の状況（「甘泉賦」が詔勅をうけた創作だったこと、「河東賦」も臣下として祭祀に同行した上での賦作であったこと、など）から為政者のための文学行為であったと判断できる。また、「諷諫」とは一種の名目であって、実際の創作目的は盛大な祭祀や狩りの主宰者である皇帝たちへの賛辞ではないか。左思「三都賦」序に見える「揚雄賦甘泉而陳『玉樹青葱』（揚雄甘泉を賦して『玉樹青葱』たるを陳ぶ。）」の一句は「甘泉賦」に見える虚偽に対する批判の言である。例えば「玉樹」は長安には存在しない（玉の葉をつける樹木はそもそもこの世にはない）。揚雄はこうした虚飾とも言うべき瑞祥を祭祀の場にちりばめ、皇帝たちの祭祀を祝福した。『漢書』揚雄伝に記される通り、揚雄の作品のうち「甘泉賦」、「河東賦」は皇帝の命による創作行為である。これらの賦によって為された、壮麗な郊祀を嘉する天意の存在の演出は、祭祀の主体者である皇帝に向ける頌歌である。つまり、あくまで揚雄は皇帝お抱えの宮廷文人としての立場から「甘泉賦」、「河東賦」、「羽獵賦」、「長楊賦」を制作したのである。

揚雄の出仕後に作られた賦四作品の創作動機は以上のようなものである。ではこれら四作品と蜀国の風土を詠った「蜀都賦」とはどのような相違があるのか。

揚雄「蜀都賦」創作時期は不明である。揚雄の「答劉歆書」中に「渠邱銘」、「玉卮頌」、「階闈銘」、「成都四隅銘」を創り、これが郎官であった楊莊により献上され揚雄が取り立てられるきつかけとなったとあり、ここに列挙される作品がいずれも蜀地の景物を詠う内容であることなどから推して「蜀都賦」も揚雄の在郷時に書かれたと考えられている。<sup>⑧</sup>「蜀都賦」が揚雄の出仕以前、在郷時の作品とすれば、宮廷文人として制作された先の四作品とは自ずと性格を異にする

であろう。例えば先の四作品は序文によって創作動機が語られているが、「蜀都賦」だけは序文がない。揚雄が宮廷において創り出した賦作群とは異なり、「蜀都賦」創作において皇帝の存在に関する配慮は殆どなかったと判断できよう。

揚雄の文学行為に対する態度も時期によって大きく変化している。青年期の揚雄は司馬相如にあこがれこれを模範として賦作を行いつつも、屈原の身の上に悲憤慷慨し「反離騷」を岷山から江水に投じ、以下次々と「離騷」にまつわる文を書くなど、実に多様な文学創作を行っていた。漢賦は皇帝をはじめとした為政者の要求を創作動機とするのが常であった。例えば、揚雄が慕った司馬相如は「子虚賦」制作時、梁王の身边に侍する文人集団の一人であった。そのため司馬相如は世に出た当初から既に皇帝をはじめとする権力者を読者として想定した賦作を行っていたことになる。だがこれに対し揚雄は蜀にいた段階では権力者に仕えた形跡はない。むしろ揚雄は吃音癖があったせいで弁舌さわやかというわけでもなく、ただ学問を好み、意に添わなければ富貴の人にも仕えなかつた。『漢書』巻揚雄伝にも「非其意、雖富貴不事也。(其の意に非ざれば、富貴と雖も事えざるなり)」とある。蜀にいた頃の揚雄の態度に見られるのは、名利に対する欲ではなく純粹に学問と文学に取り組む姿である。

揚雄が成都にいた頃に次々と作りだした文学作品同様、「蜀都賦」創作もまた宮中行事を描いた後の四作品と異なり、蜀都、成都の実情の叙述を指したものではないか。揚雄の「蜀都賦」を都城賦の最初の作品であるとする指摘が郭維森、許結両氏によってなされている<sup>9)</sup>。両氏は前漢末の社会的混乱によって中原の都市ではなく平穩を保っていた周辺地域の都市が文学表現の対象となった点に着目しているが、郭氏と許氏の説を踏まえてみれば、揚雄による「蜀都賦」創作も諷諫や王権の頌揚に結びついた動機のもとで制作されたのではない。それ以前に更に重要な点は成都と周辺の景物の叙述を主題としたことである。事実、揚雄の「蜀都賦」には政治思想にまつわる思想を表出する直接的な表現は見当たらない。

## 第二節 左思「蜀都賦」に見る揚雄「蜀都賦」の踏襲

揚雄は蜀の出身であり、蜀地の事物の描写の際には当地の実情・事実に即した叙述を為し得る人物であったといえよう。そして前節において見たように、揚雄「蜀都賦」は仕官後の賦四篇とは創作背景も作品内容も性格を異にしている。こうしたことを左思は把握していたと筆者は考える。この揚雄「蜀都賦」の持つ特徴を左思は自らの作品にどのようにして反映したのであろうか。左思「三都賦」三篇中に見える揚雄の著作・作品の引用件数を【表A】として整理した。（『文選』胡刻家本を底本とし、劉逵注と李善注が左思による引用を指摘する揚雄の作品を挙げた。）

【表A】「三都賦」において援用された揚雄の作品、著作名と引用件数一覧（本研究では『文選』胡刻家本を底本とし、劉逵注と李善注が引用を指摘する揚雄の作品を挙げた。）

合計	三都賦			揚雄
	魏都賦	呉都賦	蜀都賦	
2	2	0	0	反離騷
9	7	0	2	甘泉賦
3	0	2	1	羽獵賦
4	2	1	1	長楊賦
14	1	1	12	蜀都賦
4	3	1	0	解嘲
1	0	1	0	答劉歆書
2	1	0	1	太玄經
2	0	1	1	法言
2	1	0	1	州箴
8	0	7	1	方言
2	1	0	1	蜀王本紀
2	1	1	0	官箴
55	19	15	21	合計

この【表A】を見る限り「三都賦」三篇における揚雄の作品からの引用の中で「蜀都賦」からのものが最多で十四件、そのうち十二件が左思の「蜀都賦」中に見られるものである。ちなみに左思に先行する班固の「兩都賦」、張衡の「二京賦」は都である長安と洛陽を比較していることもあって、「甘泉賦」の引用例が見受けられる。特に宮廷内の壮麗な宮殿の造り、上林苑内に現れる瑞祥

など、皇帝権力を誇示する場面において「甘泉賦」の表現内容を典故としている。

さて、劉逵と李善の注は揚雄の「蜀都賦」ばかりでなく他の文献からの引用や記述内容の一致を指摘している。両注が指摘するこのような資料の性質を考慮することで揚雄「蜀都賦」を引用した左思の意図を推し量ることができるのではないか。筆者は地方の実情を文献で調査し作品中に織り込んだという「三都賦」序の文言を踏まえ、史書の記述と左思「蜀都賦」の表現との重複に注目した。ここで言う史書とは『隋書』経籍志の史部に属する典籍である（『隋書』経籍志史部はさらに細かい分類がなされているが、今回は史部全体を調査対象とした）。

次の【表B】に、左思の「蜀都賦」中における揚雄「蜀都賦」の引用が見られる箇所を挙げた。「I」は、左思「蜀都賦」。「II」は、左思が依拠したものと劉逵・『文選』李善注が指摘する揚雄「蜀都賦」の一節。「III」は、左思賦の当該箇所において揚雄賦以外に左思が依拠したものと劉逵・李善注が指摘する史書である。

番号	【表B】 左思「蜀都賦」中の揚雄「蜀都賦」引用箇所と引用の内容を補強し得る文献一覧		
	I 引用箇所本文	II 揚雄「蜀都賦」引用箇所	
1	帶二江之双流、抗峨眉之重阻。	兩江珥其前、九端帶其流。	IV 同一箇所に出自が指摘される史書 『漢書』地理志（劉逵注）
2	其間則有虎珀丹青、江珠瑕英。	於近則有瑕英菌芝、玉石江珠。	『博物志』卷四（李善注）
3	於後則却背華容、北指崑崙。	北屬崑崙、秦極涌泉醇……。	
4	其樹則有木蘭檉桂、杞櫛椅桐。	被以桜梅、樹木覽。	
5	爾乃邑隱賑、夾江傍山。	夾江綠山、尋卒而起……。	
6	家有塩泉井、戸有橘柚之園。	西有塩泉鉄冶、橘林銅陵	『漢書』地理志（劉逵注）
7	黄潤比筒、贏金所過。	黄潤、一端數金。	
8	若其旧俗、終冬始春。	爾乃其俗、迎春送冬、百金之家、千金之公、乾池港澳、觀魚于江。	

9	若夫王孫之俗、郤公之倫。	若其遊魚弋、郤公之徒……觀者方隄	『漢書』貨殖伝（劉逵注）
10	出彭門之闕、馳九折之坂。	彭門鳴唳、岍嶂峒峒	
11	三峽之崢嶸、躡五岷之塞澹。	五岷參差、湔山巖巖……	
12	第如滇池、集于江州。	分流並注、合乎江州。	『漢書』項羽伝（劉逵注）

左思の「蜀都賦」及び揚雄の「蜀都賦」における叙述に土地の産物や風俗が詠みこまれているが、これがどの程度蜀地の固有性を示していたのであろうか。史書のなかでも蜀地域の特性に関する記録との比較によつてそれを明瞭にできよう。

【表B】のうち二つの「蜀都賦」の描出する蜀地域の固有性が史書によつて補強される例を、以下挙げたい。

【例1】（表B）I欄② 蜀地に産する貴石を紹介する場面である。

左思「蜀都賦」其間則有虎珀丹青、江珠瑕英。金沙銀礫、符采彪炳、暉麗灼爍（其間則ち虎珀丹青、江珠瑕英有り。金沙銀礫、符采彪炳、暉麗灼爍たり）。

ここで左思が名を挙げる「虎珀」とは琥珀のことを指している。次に挙げる例のうち劉逵注は揚雄「蜀都賦」揚雄「蜀都賦」中の瑕英、江珠の記述を紹介する。

揚雄「蜀都賦」於近則有瑕英菌芝、玉石江珠（近きにおいては則ち瑕英菌芝、玉石江珠有り）。

揚雄の「蜀都賦」でも琥珀と江珠について触れる。左思の「蜀都賦」の叙述は揚雄「蜀都賦」を引き写したかのようである。なお劉逵注も『文選』李善注も指摘はしていないが、琥珀に関する詳細について張華の『博物志』に次のような説明がある。

博物志 神仙伝云 松栢脂、入地千年、化為茯苓、茯苓化為琥珀。琥珀一名江珠。今泰山出茯苓而無琥珀、益州永昌出琥珀而無茯苓。或云燒蜂巢。所作未詳此二説（『神仙伝』に云う、「松栢の脂、地に入りて千年、化して茯苓と



為る、茯苓化して琥珀と為る」と。琥珀一の名は江珠。今泰山茯苓出でて琥珀無く、益州の永昌琥珀出でて茯苓無し。或いは云う焼蜂巢と。未だ此の二説詳らかならざると作す所なり。〔『博物志』卷四〕

『博物志』に引く「神仙伝」によれば樹脂は地中で千年経つと茯苓となり、それが琥珀なのだという。博物志の補足によれば益州（蜀国）の永昌郡（蜀の南西部）では琥珀が採れていたようである。泰山では茯苓を産出するが琥珀はなく、蜀国永昌県では茯苓は出ないものの琥珀が出る。この『博物志』さらに琥珀の別名は江珠で、左思と揚雄の『蜀都賦』と『博物志』の内容は一致する。『博物志』の編者、張華は完成した「三都賦」を世に出すための助言をした人物である。張華の博覧強記は知られており『博物志』編纂も学術的知識の集成と考えてよいであろう。揚雄「蜀都賦」の述べる琥珀の存在は、西晋時代において全く根拠のない非科学的な創作ではなかった。

【例2】〔表B〕Ⅰ欄6）成都西方から封域の中心部分にあたる成都近辺の盆地の地理、産鉱物資源、その他の産物を紹介する部分である。対象物の特徴を網羅的に描出する賦の伝統に則り、蜀地にまつわるあらゆる風物を分類し分析的に叙述している。地勢を描く際、四方それぞれに書き分けているが、その表現方法は後世の「両都賦」、「二京賦」、そして「三都賦」といった都城賦にも通じている。

左思「蜀都賦」於西則右挾、岷山、涌瀆発川。……（中略）……爾乃邑居隱賑、夾江傍山。棟宇相望、桑梓接連。家有塩泉之井、戸有橘柚之園（西においては則ち右のかた岷山を挟み、瀆を涌かし川を発す。……（中略）……有り）。して乃ち邑居隱賑にして、江を夾みを山傍にす。棟宇相望み、桑梓接ぎ連なる。家に塩泉の井有り、戸に橘柚の園有り）。

成都周辺の人里には塩井があり、橘が採れたと左思は述べる。ここで産する塩と橘を管理するために専門の官吏が置かれていた。劉逵注のいう胸忍、魚復の二県は蜀国の東部、巴東郡の域内である。

劉逵注地理志曰、蜀都嚴道、巴郡胸忍魚復二県出橘、有橘官（地理志に曰く、蜀都嚴道、巴郡の胸忍魚復の二県



橘を出だす、橘官有り」と。

揚雄「蜀都賦」は蜀国西部にある村落の情景を描写しているが、李善注の指摘は全くこれと一致する。おそらく李善の手近なところで揚雄「蜀都賦」が閲覧可能であったと推断もできよう。左思の「蜀都賦」本文は蜀国の右辺、つまり西方の情景としてこの揚雄「蜀都賦」の内容と重複する。

揚雄「蜀都賦」西有塩泉鉄冶、橘林銅陵（西に塩泉鉄冶、橘林銅陵有り）。

劉逵注は『漢書』地理志の記述を左思「蜀都賦」の傍証として引いている。劉逵は左思と同時代の人物で完成したばかりの「三都賦」のうち「蜀都賦」と「呉都賦」に注を付けた。この『漢書』の内容一致は、揚雄と左思の叙述が事実であることを保証している。

『漢書』地理志巴郡、秦置。属益州。戸十五万八千六百四十三、口七十万八千一百四十八。県十一……（中略）……胸忍、容母水所出、南入江。有橘官、塩官。……（中略）……魚復、江閔、都尉治。有橘官（巴郡は秦置く、益州に属す。戸数は十五万八千六百四十三、人口は七十万八千四百四十八人、県は十一……（中略）……胸忍県、容母水の出づる所、南のかた〔江に入る〕。橘官、塩官を有り。……（中略）……魚復県、江閔は都尉の治。橘官有り）。（『漢書』巻八十地理志）

宕渠県は成都のおよそ二五〇キロ東方にあり、銅梁山は県の南方九里の場所に位置していた。

こうして、劉逵注と李善注によって、史書と揚雄「蜀都賦」の重複が指摘される例のうち、特徴が顕著なものをここに二件挙げた。一方で注釈による揚雄「蜀都賦」と史書との指摘はないものの、史書に分類される典籍の記述と揚雄「蜀都賦」の内容が一致する例も見られる。【例1】は『博物志』、【例2】は『漢書』地理志によって揚雄「蜀都賦」の叙述内容にも裏付けが認められる。これに対し劉逵注、李善注による地方志との一致に関する指摘はないものの、地方志以外に分類される史書との内容と一致する例がある。【表B】の番号7に見える揚雄「蜀都賦」の引用は『華陽国志』の内容とほぼ同一である。『隋書』経籍志の分類中『華陽国志』は「霸史」に入るものの、蜀地の歴史を伝

承も含めて記録しており蜀地にまつわる情報を得るには有益な資料である。【表B】**I**欄7の原文は以下の通り。

【例3】最期に劉逵注、李善注による指摘はないが、左思「蜀都賦」の叙述が揚雄「蜀都賦」のものを踏襲しているものと考え得る例として成都城内の市場を描写する場面を挙げる。成都是古くから絹布の生産が盛んで、成都市内の織工の住まいが集まる地域、絹布の売買される状況を詠った部分である。

左思「蜀都賦」闡闡之裏、伎巧之家。百室離房、機杼相和。貝錦斐成、濯色江波。黃潤比筒、贏金所過。闡闡之裏、伎巧の家。百室離房し、機杼相和す。貝錦斐成り、色を江波に濯ぐ。黄潤は筒を比し、贏金過ぐる所。

成都是このころにはすでに絹織物の産地として知られていた。絹布は成都城内の工房で織り上げられ、成都を差し挟むようにして流れる二つの江水でさらされた。そして成都の市場に並べられた物の中からとりわけ高級な黄潤という絹布の名と価を左思は示している。

揚雄「蜀都賦」其布則細都弱折、綿繭成疋。阿麗纖靡、避晏與陰。蜘蛛作絲、不可見風。黃潤、一端數金。其の布は則ち細都、弱折あり、綿繭疋を成す。阿麗纖靡、晏と陰とを避く。蜘蛛絲を作り、風に見るべからず。疋中の黄潤、一端數金なり。

揚雄は絹織物の名称と状態を述べ上げる。揚雄が「篔中黄潤、一端數金」とすれば左思は「黄潤比較筒、贏金所過」とし、左思「蜀都賦」の叙述は揚雄「蜀都賦」をトレースするような書きぶりである。この黄潤が成都で実際に生産され、絹布の中でも黄潤はとりわけ高級品であったことが以下の『華陽国志』の一節からも窺える。

『華陽国志』其地东至魚復西至犍道北接漢中南極黔。涪土植五穀性具六畜。靈龜、巨犀、山雞、白雉、黄潤、鮮粉、皆納貢之。其の地東は魚復に至り西は犍道に至り北は漢中に接し南は黔を極む。涪土は五穀を植え、性は六畜を具す。巨犀、山雞、白雉、黄潤、鮮粉、皆之を納貢す。（『華陽国志』卷一）

特産の絹織物の中に黄潤と呼ばれるものがあつた。揚雄は事物を羅列する筆致で絹布の名を述べ上げている。この

黄潤は特に高級で『華陽国志』によれば黄潤は献上品であった。

以上、揚雄「蜀都賦」が左思「蜀都賦」の出典として多く引かれており、なおかつ出典元の揚雄「蜀都賦」の記述が史書類のそれによって蜀地の実態に近い叙述である点が明らかになった。左思は蜀地の情報源として揚雄「蜀都賦」を信用していたのである。また揚雄「蜀都賦」と史書との重複を見ると左思は揚雄「蜀都賦」に対し、史書、特に地方志的な資料価値を認めていたものと判断できる。

## 結語

賦の作者としての揚雄の評価は、一般には司馬相如の賦に範をとる麗辞を多用する漢賦の代表的作者としてのものであった。しかし、その経歴を追っていささか細かに見るならば、出仕前の作と目される「蜀都賦」と、出仕後の四篇とでは、性格を異にするものであった。左思はそのことを的確に把握したうえで、自らの「蜀都賦」制作に際して、揚雄「蜀都賦」の表現を参照・踏襲した。

揚雄「蜀都賦」引用の内容と史書からの引用が重複する件数は五件である。揚雄「蜀都賦」の引用と重複する史書は『漢書』、『博物志』、『華陽国志』で、『漢書』は正史として西晋時代すでに価値を獲得していたものであり、『博物志』は碩学、張華の著で西晋時代としては最新の学術的知識の集積であった。さらに揚雄「蜀都賦」と叙述の共通点が見られる『華陽国志』は東晋の永和十一年(三五五)、常璩の手によって編纂された。これもまた左思と相前後する新しい知識・情報を収載したものと考えられるだろう。なおかつ蜀地の記録としては信頼度の高い資料であった<sup>1)</sup>。左思は「蜀都賦」創作に際し文献資料の示す情報に忠実であるばかりではなく、資料の性質をかなり検討し、精度の高い情報を選択していた。そして揚雄「蜀都賦」は左思にとって蜀地の地理、風俗、事物を網羅的に叙述する言わば地方志的価値を持った資料だったのである。揚雄「蜀都賦」に対する参照・踏襲は左思が「三都賦」序にて宣言した創作理念遂行の証であろう。

地方志の性格を持った資料を特に重んじ、その内容を積極的に作品の叙述へと反映させる創作態度は「呉都賦」でも継続された<sup>①</sup>。しかし実地の状況をジャーナリストィックに叙述しようとする姿勢は「三都賦」三篇全ての主題にはなりえなかつたのであろう。「蜀都賦」、「呉都賦」二篇とは逆に、「魏都賦」における揚雄の賦作からの引用は「甘泉賦」が最多である（前掲【表A】）。これは「三都賦」のうち「魏都賦」だけは宮廷文人たる揚雄と共通する作品創作動機、つまり西晋の武帝（司馬炎）を中心とする政権への頌揚か諷諫といった意識の介在を示唆している。「魏都賦」というより、「三都賦」全体のエピソードとして置かれる魏国先生の発言は「日不双麗、世不尙帝。天経地緯理有大帰。安得斉給守其小弁也哉（日は双つながら麗かず、世は尙帝あらず、天経地緯、理に大帰有り。安くんぞ斉給にして其の小弁を守るを得んや）」と、曹魏に代わる西晋王朝開国の予言で終わっている。左思は宮中で優れた文才により貴嬪の位を賜った左棻の兄であり、いわゆる外戚の一員でもある。先の一節によって締めくくられる「三都賦」は最終的には西晋王朝の賛歌となってしまうのである。

ではなぜ「蜀都賦」と「呉都賦」は文献による検証を経た叙述でなければならなかつたのか。その理由の一つは、新たな長篇賦の叙述を試行する左思の挑戦にある。おりしもそれまで蓄積されていた博物学的知識の集積の成果が文献化されつつあつた。そこで左思は虚飾によつてなされる皇帝権力の神聖化ではなく、当時としては科学的な根拠が担保された叙述を新たな長篇賦の価値として見出したのである。

もう一つの理由は魏国の優位性を示すことにある。対話形式をとる賦作の場合、先の話者を後続の話者が言い負かす展開になる。「三都賦」でも三篇の最終章である魏都が最高位とされている。蜀、呉地域の美点を顕示すればするほど一層魏国のそれを強調できる。その過程で内容の真実味を損なう虚飾があつてはならず、ありのままの状態を叙述し読者を魅了した上で、必然として蜀と呉を超越する形で魏国の特性を語つたのである。

注

- (1) 『晋書』卷九十六左思伝、および『世説新語』文学篇68では左思の字は太沖となっている。しかし一九三〇年河南省にて出土した左茱萸墓誌は左思の字を泰沖とする。本稿は左茱萸墓誌に従う。
- (2) 左思は地勢、事物の叙述に際し図籍、地方志にあたり風俗、人物は古くから知られたものを取ったとする。「余既思摸二京而賦三都、其山川城邑則稽之地図、其鳥獸草木則驗之方志。風謡歌舞、各附其俗。魁梧長者、莫非其旧（余既に二京に摸いて三都を賦せんことを思う、其の山川城邑は則ち之を地図に稽え、其の鳥獸草木は則ち之を方志に験す。風謡歌舞は、各おの其の俗に附く。魁梧長者は、其の旧に非ざる莫し）。」（『文選』卷四「三都賦」序）参照。
- (3) 狩野直禎『三都賦』札記（『聖心女子大学論叢』聖心女子大学第三十四輯一九六九年十二月。および『三都賦』札記（統）『聖心女子大学論叢』聖心女子大学第三十六輯一九七〇年十二月）参照。
- (4) 呉明賢「揚雄、左思『蜀都賦』比較」（『中国楚辞学』第二十輯二〇〇七年九月）参照。
- (5) 前掲注（2）参照。
- (6) 前掲注（6）参照。「其三月、将祭后土、上乃帥群臣横大河、湊汾陰。……上河東賦以勗、……（後略）（其の三月、将に后土を祭らんとし、上乃ち群臣を帥いて大河を横り、汾陰に湊く。……河東賦を上り以て勗す……）。」
- (7) 敞可均『全漢文』卷五十二「答劉歆書」参照。
- (8) 陸侃如『中古文学繫年』（人民文学出版社一九八五年六月第八頁）参照。
- (9) 郭維森、許結『中国辞賦發展史』（江蘇教育出版社一九九六年八月第三節模擬賦風及其演化第一五一頁）参照。
- (10) 劉逵注は左思と同時代の劉逵によって付けられた注である（『晋書』卷九十六左思伝）。李善注は六朝期の學術的成果を反映させた注釈であり、西晋当時に文献化されていなかった情報も含めたものとし、本研究では検討の傍証とした。なお、劉逵注および李善注の出典参照は小尾郊一、衣川賢次、富永一登『文選李善注引書攷証』（上巻研究文出版社一九九〇年二月）によった。

(11) 『華陽国志』は『三国志』蜀書の裴松之注に頻繁に引用されている。また清の洪亮吉（一七四六～一八〇九、字は君直もしくは稚存）は『華陽国志』を『越絶書』と並んで現存する最古の地方志としている。

(12) 拙稿『三都賦』における『実証』——引用資料の傾向について——（『六朝学会報』六朝学会第七集二〇〇六年三月）参照。